

水道施設の災害に伴う応援協定書

向日市水道事業（以下「甲」という。）と向日市指定上下水道協同組合加盟業者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時に給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 前条の目的を達成するため、甲が主宰する水道施設災害対策会議に乙の参加を要請する。

2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときには、乙に出動を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、第2条第1項、第2項の規定により、乙の会議の参加要請及び出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

（復旧活動）

第4条 乙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施工業者を選抜し甲に報告するものとする。

2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。

（着工報告）

第5条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告する。

（完了報告書）

第6条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書を提出する。

（費用の立替え）

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議の上支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

（報告事項）

第10条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

平成 20 年 5 月 26 日

甲 向日市長

⑨

乙 向日市指定上下水道協同組合 理事長 ⑨